

第4章 緊急対応事態等への対応

- (1) 持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国の緊急対応事態対応方針が定められたときには、必要な緊急対応保護措置（国民保護法第172条第1項に定めるものをいう。以下同じ。）を実施する。また持株会社、東地域会社、西地域会社、長距離会社及びドコモは、国に緊急対応事態対策本部が設置された場合には、速やかに各組織において国民保護対策本部を設置する。
- (2) 緊急対応保護措置の実施体制及び実施内容等については、武力攻撃事態等における国民保護措置に準じて実施するものとする。